大和市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成27年8月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第41号

大和市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「法」という。)の施行については、法、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(要安全確認計画記載建築物等の耐震診断及び結果の報告書に添付する書類)

- 第2条 省令第5条第4項(省令附則第3条の規定により準用する場合を含む。)に規定する規則で 定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 耐震診断実施結果概要書
 - (2) 附近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び床面積求積図
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第1号に掲げる耐震診断実施結果概要書は、別記様式によるものとする。

(計画の認定申請書に添付する図書等)

- 第3条 法第17条第1項の規定による申請をしようとする者は、省令第28条第1項から第6項 までに定めるもののほか、それぞれ次に掲げる書面を添えるものとする。
 - (1) 建築物の外観及び屋上又は屋根の写真
 - (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第 3項の規定による確認済証の写し
 - (3) 建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項及び第18条第18項の規定による検査済証の 写し、
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 省令第28条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 法第17条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定める基準に適合していることを、市長 が適切であると認めるものが証する書類の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類

3 省令第28条第11項の規定により添えることを要しない図書は、同条第2項に規定する構造 計算書とする。

(地震に対する安全性に係る認定申請書に添付する書類)

- 第4条 省令第33条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる書類とする。
 - (1) 建築物が、法第5条第3項第1号に規定する耐震関係規定に適合していることを、省令第5 条第1項第1号に規定する耐震診断資格者が証する書類の写し
 - (2) 法第17条第3項の規定による認定を受けた耐震改修の計画に基づき耐震改修が行われた建築物にあっては、同項の認定を受けたことを証する書類の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 省令第33条第2項第1号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 法第22条第2項に規定する国土交通大臣が定める基準に適合していることを、市長が適切であると認めるものが証する書類の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 3 前項第1号に掲げる書類は、次に掲げる書類をもって代えることができる。
 - (1) 法第17条第3項の認定を受けたことを証する書類の写し又は前条第2項第1号に掲げる書類
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 4 省令第33条第2項第2号に規定する規則で定めるものは、次に掲げる書類とする。
 - (1) 第2項第1号に定める書類
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 5 省令第33条第3項の規定により添えることを要しない図書は、同条第2項第1号に規定する 構造計算書とする。

(区分所有建築物の耐震改修の必要性の認定申請書に添付する書類)

- 第5条 省令第37条第1項第3号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 法第25条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを、市長が適切であると認めるものが証する書類の写し
 - (2) 第2条第2号に掲げる書類
- 2 省令第37条第2項の規定により、同条第1項第2号に掲げる構造計算書を添えることを要しないものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。